

Title	ドイツ基本法（憲法）の成立と展開（共同研究報告：憲法研究）
Author(s)	兼松, 誠
Citation	聖学院大学総合研究所 Newsletter, Vol.21-No.2 : 18-19
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=3140
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

【憲法研究】 ドイツ基本法（憲法）の成立と展開

2011年6月13日、今年度一回目の憲法研究会が開催され18名が参加した。今回、「ドイツ基本法（憲法）の成立と展開」という表題で発表を担当されたのは本学大学院教授の栗城壽夫氏であった。本年度一回目ということもあり、栗城氏独自の論考の発表というよりも、今年一年の議論の導入として基本事項の概説という性格が強かったと言えるであろう。

まず、ボン基本法の成立のいきさつが確認された（西側戦勝国による憲法制定の指示、それに対するドイツ側の対応と抵抗、制憲議会における審議、そして占領軍軍政官の承認、連合国の承認、そして1949年5月23日の発効）。

次に基本法の展開が確認された。ひとつは基本法の改正による展開であるが、基本法は2009年7月29日までにすでに57回の改正を受けている。これは、時代の要請にこたえる必要性や、規範と現実との乖離を避けるためであるが、憲法の権威を落とすデメリットもある。さらにその中でも主要な改正として栗城氏が例示したのは、再軍備のための改正（1956）、緊急事態体制の導入のための改正（1968）、緊急事態体制導入の代償のための改正（①抵抗権の保証（1968）、②「憲法異議」の憲法レベルでの保障（1969））、ドイツ統一にともなう改正、基本権制限のための改正、基本権保障の強化のための改正、国家目的規定の導入（①ヨーロッパ統合、②環境保護、③動物保護）、である。



栗城壽夫 聖学院大学大学院教授の発表による第1回憲法研究会。

次に、ヨーロッパ統合の進展に伴う憲法上の問題についての説明が為された。ヨーロッパ裁判所判決を通じて、ドイツ法に対して優位が認められているヨーロッパ共同体法が、ドイツ法にとって代わりつつある、という。しかし、一方でその進展に対して、憲法の同一性維持ということを根拠とする限界付けの試みも存在している。それによれば、ヨーロッパ連合は国家同盟にとどまるべきであって領邦国家になってはならないのである。この最後の問題は、領邦国家群であったドイツの複雑な歴史性を反映している。聴講者から寄せられた質問も、主権国家をどのレベルで考えるのかというものであった。

(文責：兼松誠 聖学院大学大学院アメリカ・ヨーロッパ文化科学研究科博士後期課程)

(2011年6月13日、聖学院本部新館2階)